

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業に係る換地処分の公告がされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的にした各種登記申請は、平成29年11月24日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、御注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は、

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので、御注意願います。

御不明な点は、管轄登記所にお尋ねください。

仙台法務局

処理期間	対象地域名	事務停止の理由
平成29年11月24日から 平成29年12月28日まで (予定)	刈田郡七ヶ宿町 字寺跡尻，字寺跡，字小崎 字原谷地際，字鬼石， 字柏木山 の各一部 (仙台法務局大河原支局管轄)	県営中山間地域総合整備事業 七ヶ宿2期地区